

**財務省第9入札等監視委員会**  
**平成27年度第4回定例会議議事概要**

開催日及び場所	平成28年6月13日（月） 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所 弁護士） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所 公認会計士・弁護士） 委員 伊勢田道仁（関西学院大学法学部 教授）	
審議対象期間	平成28年1月1日（金）から 平成28年3月31日（木）まで	
抽出案件件数	4件	備考
競争入札（公共工事）	1件	契約件名：近畿財務局空調機新設工事 契約相手方：株式会社 イトーヨーギョー （法人番号 3140001003027） 契約金額：2,106,000円 契約締結日：平成28年1月27日 担当部局：近畿財務局
随意契約（公共工事）	一	
競争入札（物品役務等）	2件	契約件名：携帯型ラマン分光計の調達 契約相手方：株式会社 三洋商事（法人番号 7140001034927） 契約金額：6,264,000円 契約締結日：平成28年1月29日 担当部局：大阪税関  契約件名：デジタル複合機の交換 契約相手方：キヤノンマーケティング 株式会社 公共・NTT 営業本部（法人番号 5010401008297） 契約金額：23円 契約締結日：平成28年2月22日 担当部局：大阪国税局
随意契約（物品役務等）	1件	契約件名：不正薬物・爆発物車載型探知装置の定期保守契約について 契約相手方：株式会社 日立ハイテクソリューションズ 関西支店（法人番号 3010401035434） 契約金額：5,184,000円 契約締結日：平成28年1月25日 担当部局：神戸税関
応札（応募）業者数1者関連	2件	・携帯型ラマン分光計の調達 契約件名：・不正薬物・爆発物車載型探知装置の定期保守契約について
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>契約件名：近畿財務局空調機新設工事          契約相手方：株式会社 イトーヨーギョー          (法人番号 3140001003027)          契約金額：2,106,000円          契約締結日：平成28年1月27日          担当部局：近畿財務局</p>	
<p>当該空調機（室外機を要しないタイプ）を製造しているのは、仕様書に参考規格として記入されている1社の製品のみということか。</p>	<p>そのとおりである。過去には大手メーカーでも製造していたようであるが、発注に当たって確認したところ、現在製造しているのは日本では1社のみであった。</p>
<p>予定価格と契約金額には相当のかい離があるが施工上は問題ないのか。</p>	<p>入札書とともに提出される工事内訳書により契約を履行可能かどうかという点は十分確認している。          また、問題が生じた場合は、契約書において違約金等の規定もあり、業者側もその点は十分理解しているところである。          さらに、空調機を設置する際には、監督職員が適切に監督しており、問題は認められていない。</p>
<p>当該契約はメンテナンスを含んでいるか。</p>	<p>メンテナンスは含んでいない。必要が生じれば、別途発注することになる。</p>

意見・質問	回答
<b>契約件名:</b> 携帯型ラマン分光計の調達 <b>契約相手方:</b> 株式会社 三洋商事 (法人番号 7140001034927) <b>契約金額:</b> 6,264,000円 <b>契約締結日:</b> 平成28年1月29日 <b>担当部局:</b> 大阪税関	
特殊な使用目的との事であるが他の税関でも使用しているのか。	他の税関でも使用している。
落札者は商社か。	販売代理店と聞いている。
国内で販売しているのは当該代理店のみか。	他の販売代理店の存在は把握しかねる。
資料にあるメーカー2者に見積依頼を行ったのか。	メーカーは1者のみであり、もう1者は代理店である。
メーカーから見積りが出ているが契約の相手方は代理店ということか。	そのとおりである。
メーカーは自ら入札しなかったのか。	メーカーは入札参加資格が合致しなかった。
1台で足りるのか。	緊急的に空港に配備したため1台となった。
緊急的に調達したため他のメーカーを探す時間がなかったということであれば追加で調達する時は他の業者を探す余地があるということか。	可能である。
他の空港でも導入しているのか。	導入している。
他の空港も同一メーカーか。	同じである。
調達した機器以外に携帯型ラマン分光計は把握していないのか。	薬物のみ又は爆発物のみを探知する機器は把握しているが、両方を備える機器は把握していない。
競合機器がなければ入札の必要性がないのではないか。	競合機器の存在について調査しきることは困難なため入札を行うことにより競争性を高めていると理解している。

意見・質問	回答
新たなメーカーの発掘を期待するのであれば公告期間を長くすべきであったのではないか。	<p>当関が調達する前に他関で行った入札では 50 日間の公告期間を設けたが他メーカーの参入はなかった。</p> <p>また、緊急に配備する必要があり十分な公告期間を設けることができなかった。</p>

意見・質問	回答
<p>契約件名： 不正薬物・爆発物車載型探知装置の定期保守契約について</p> <p>契約相手方： 株式会社 日立ハイテクソリューションズ 関西支店 (法人番号 3010401035434)</p> <p>契約金額： 5,184,000円</p> <p>契約締結日： 平成28年1月25日</p> <p>担当部局： 神戸税関</p> <p>当該装置は日立と共同で開発されたもので、事実上メンテナンスは日立以外考えられない中で、入札をする必要性は何か。</p> <p>公募手続を行い透明性について確保しているとのことであるが、金額の妥当性が確保されているかが疑問である。</p> <p>公募を行わずにいきなり随意契約することは可能か。</p>	<p>平18.8.25付け財計第2017号「公共調達の適正化について」（以下「通達」という。）に基づき、競争性及び透明性を担保することを目的に公募を行い、契約の要件を満たす者が1者しかいないことを明らかにした上で随意契約している。</p> <p>予定価格の算出に当たり、特注の交換部品については日立の見積価格を採用しているが、作業員単価は積算資料の労務単価及び当間に配備されている他の機器の保守労務単価等を比較して、最も安価な価格を採用していることから妥当性は確保できている。</p> <p>通達に明記されている随意契約できる事由に該当すれば可能である。今回の案件についてはその事由には該当しない。</p>

意見・質問	回答
<p><b>契約件名：デジタル複合機の交換</b></p> <p><b>契約相手方：</b>キヤノンマーケティング 株式会社 公共・N T T 営業本部 (法人番号 5010401008297)</p> <p><b>契約金額：</b>23円</p> <p><b>契約締結日：</b>平成28年2月22日</p> <p><b>担当部局：</b>大阪国税局</p>	
<p>デジタル複合機の交換の契約金額については、どのように算出しているのか。</p>	<p>入札書に記載している交換調達物品と交換提供物品の差額が交換差金として契約金額となっている。</p>
<p>引き取る機器が他社の場合は、購入金額との差額がないことになるのか。</p>	<p>引き取る機器については、応札者がそれぞれ評価しており、差額は異なってくる。</p>
<p>機械本体の入札金額が低かった理由は何か。</p>	<p>機器本体だけでなく保守料も他の応札者と比べ安価であるため、落札者に確認したところ、シェアを守るために戦略的な価格設定を行ったと聞いている。</p>
<p>引き取る機器の使用期間はどのくらいか。</p>	<p>5年である。 複合機の耐用年数は、5年としている。</p>
<p>保守料以外、費用が発生することはあるのか。</p>	<p>職員の故意過失による機器本体の修繕費を除き、カウント枚数に従った保守料のみである。</p>
<p>機器本体と5年間の保守料を合わせて入札しているのか。</p>	<p>本契約は機器の交換費用及び5年間の保守料の合計により入札を行い、最も安価な者を落札者としている。</p>
<p>保守契約の入札結果は公表されるのか。</p>	<p>保守契約の契約日が平成28年4月1日となっているため、平成28年4月分の公表として、1枚当たり単価と予定枚数が公表される。</p>
<p>今回の入札の状況では、他の企業が入札に参加しなくなるのではないか。</p>	<p>今回の入札金額はシェアを維持するための特別な価格と聞いており、この価格が毎年続くとは限らない。</p>